

## 「原子力関連貨物」輸入承認

### 申請者の資格を有することを証する書類

#### (イ) 核原料物質

##### (a) 核原料物質を使用する者：

当該物質を使用することができる者であることを証する次のいずれかの書類の写し 3 通。ただし、4) にあつては、正本及び写し 2 通

- 1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。（以下「原子炉等規制法」という。）第 57 条の 8 の規定による届出書  
及び同条の規定による変更の届出をした場合にあっては変更届出書
- 2) 原子炉等規制法第 3 条の規定による指定書、  
原子炉等規制法第 6 条の規定による変更の許可を受けた場合にあっては変更許可書  
及び同条の規定による変更の届出をした場合にあっては変更届出書
- 3) 原子炉等規制法第 61 条の 3 の規定による許可書  
及び原子炉等規制法第 61 条の 5 の規定による変更の届出をした場合にあっては変更届出書
- 4) 原子炉等規制法第 57 条の 8 第 1 項第 3 号の規定に該当する場合にあっては  
その旨の説明を記載した書類

##### (b) 核原料物質を使用する者から委任を受けた者：

核原料物質を使用する者についての (イ) (a) に掲げる書類及び委任状の写し 3 通

**(ロ) 核燃料物質**

核燃料物質を輸入することができる者であることを証する次のいずれかの書類の写し 3 通。

**(a) 製錬事業者：**

原子炉等規制法第 3 条の規定による指定書、  
原子炉等規制法第 6 条の規定による変更の許可を受けた場合にあっては変更許可書  
及び同条の規定による変更の届出をした場合にあっては変更届出書

**(b) 加工事業者：**

原子炉等規制法第 13 条の規定による許可書、  
原子炉等規制法第 16 条の規定による変更の許可を受けた場合にあっては変更許可書  
及び同条の規定による変更の届出をした場合にあっては変更届出書

**(c) 原子炉設置者：**

原子炉等規制法第 23 条の規定による許可書（核原料物質、核燃料物質、原子炉に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 項の規定により原子炉等規制法第 23 条の規定による許可を受けたものとみなされた場合を除く。）  
原子炉等規制法第 26 条の規定による変更の許可を受けた場合にあっては変更許可書  
及び同条の規定による変更の届出をした場合にあっては変更届出書

**(d) 再処理事業者：**

原子炉等規制法第 44 条の規定による指定書若しくは承認書、  
原子炉等規制法第 44 条の 4 の規定による変更の許可若しくは承認を受けた場合にあっては  
変更許可書若しくは変更承認書  
及び同条の規定による変更の届出をした場合にあっては変更届出書

**(e) 核燃料物質使用者：**

原子炉等規制法第 52 条の規定による許可書、  
原子炉等規制法第 55 条の規定による変更の許可を受けた場合にあっては変更許可書  
及び同条の規定による変更の届出をした場合にあっては変更届出書

**(f) 上記 (a) から (e) までの者から委任を受けた者：**

委任者が核燃料物質を輸入することができる者であることを証する (ロ) (a) から (e) までに掲げる書類及び委任状

**(ハ) 原子炉等及び電離放射線の測定用機器等（核燃料物質を含むものに限る。）**

(ロ) に規定するところによる申請資格を有することを証する書類